

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等支給要件案（仮称）」
に対する意見募集の結果について

令和4年1月19日
厚生労働省労働基準局労災管理課

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等支給要件案（仮称）」に関し、令和3年12月27日から令和4年1月5日まで意見を募集したところ、計23件の御意見をいただきました。

募集期間中に寄せられた本件に関する御意見等の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします（取りまとめの都合上、頂いた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約させていただいております）。

皆様の御協力に御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

別紙

寄せられた御意見等の要旨	御意見等に対する考え方
<p>「中皮腫」「肺がん」「石綿肺（合併症を含む）」「びまん性胸膜肥厚」の疾病で労働者災害補償保険若しくは石綿健康被害救済法の認定を受けたもの、及び良性石綿胸水で労働者災害補償保険認定を受けたものに関しては、「特定石綿ばく露建設業務」従事歴の確認のみ（肺がんに関しては喫煙歴の確認を含む）で認定すべき。</p>	<p>法において、認定審査会は「当該請求に係る請求者がかかった石綿関連疾病の種類」の審査を行うこととされています。</p> <p>なお、給付金の支給の請求を行うに当たり、労災支給決定等情報提供サービスの通知書の写しを添付した場合には、当該書類に記載された疾病に係る医師の診断書の提出を省略できることとしています。</p>
<p>今後労災認定基準が改訂された時には適時適切に今般の給付要件の変更についても行うべき。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>石綿関連疾病の支給要件に記載の「石綿ばく露作業」の従事期間については、労働者であった期間及び自営業者・一人親方等によりこれらの事業に従事した期間を含めることを明記すべきである。</p>	<p>「石綿ばく露作業」は、「『石綿による疾病の認定基準について』（平成24年3月29日付け基発0329第2号）第1の2に掲げる作業をいう」と定義しているところ、当該「石綿ばく露作業」は、作業を行う者を限定していません。</p>
<p>一人親方、中小事業主等労働者であって、現在までに都道府県労働局から、じん肺管理区分管理2～4相当との通知を受けたものについては、本法律の石綿肺管理2～4に相当する者に該当することを明記すべきである。</p>	<p>全ての請求について、個別に審査を行うこととなります。</p>
<p>じん肺法上の合併症である肺がんは「エ石綿肺」の合併症として取り扱うのではなく「イ 肺がん」として取り扱うことを明確にする必要がある。</p>	<p>じん肺法上の合併症である肺がんについては、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則第3条の「法第4条第1項第1号口の厚生労働省令で定めるもの」から除外しています。</p>
<p>「特定石綿ばく露建設業務」に従事した自営業者や労災特別加入未加入の一人親方等の労災保険対象外の者が、じん肺法に定める法定合併症に罹患したか否かは「認定審査会」が審査を行うか明示されたい。</p>	<p>ご指摘のとおり審査を行うものと考えています。</p>
<p>レントゲンフィルム・病理検体など医学</p>	<p>請求者より提出のあった書類等により、</p>

<p>的に直接立証できる物証が年月の経過等により残っていないくても、その他の状況証拠により、アスベストが原因と相当に推認され、また信ぴょう性の有る場合は、支給認定するべき。</p> <p>また、いわゆる「クボタショック」(2005年)以前の場合、医療関係者の間でも「アスベストによる呼吸器疾患」が現在ほど意識されていなかったため、「肺がん」であっても、原因がアスベストと判明しにくく、他の原因とされたケースも有ったと推認された場合もあったと考えられた点に配慮するべき。</p>	<p>総合的に判断することとなります。</p>
<p>特定石綿ばく露建設業務に従事した労働者等に発症し、じん肺管理区分が管理2、管理3若しくは管理4又はこれに相当する場合、原則石綿肺として認定するべき。</p>	<p>本法第2条第2項第4号に規定されているとおり、「石綿肺」と確認できる者について、認定の対象にすべきものと考えています。</p>
<p>石綿関連疾病と私病が共働原因となって死亡したり、石綿関連疾病が相対的な有力原因となって死亡した事案についても「石綿関連疾病による死亡」と評価してください。</p>	<p>本法第4条第1項第1号に規定されているとおり、「石綿関連疾病により死亡した者」と確認できる者について、認定の対象にすべきものと考えています。</p>